

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集 (株)インターネットプリント (定価 一箇年 三万八千八百八十円)

# 大分県報

令和五年  
十月十七日  
号外  
(一〇一)

(火曜日)

## 目次

### 告示

行政書士法による行政処分.....

### ○告示

#### 大分県告示第四百四十号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十四条の規定により、次のとおり処分した。

令和五年十月十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

#### 一 被処分者

- 氏名 芦刈 太郎
  - 事務所の所在地 別府市青山町八番二号
  - 登録番号 第一七四四一一七八号
- 二 処分年月日 令和五年十月十二日
- 三 処分内容 令和五年十月十四日から同月二十八日までの十五日間の業務の停止

令和五年十月十七日

大分県報号外（告示）

一